

令和6年10月25日

## 教職員への懲戒処分について

独立行政法人国立高等専門学校機構は、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 記

- 1 被処分者 国立高等専門学校機構本部事務局 教員
- 2 処分の内容 戒告（令和6年10月24日付）
- 3 処分理由の概要  
被処分者による本部事務局所属教職員に対するハラスメントの事実が認定できたことから処分を行った。
- 4 理事長コメント  
本部事務局所属の教員がこのような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。  
今後、国立高等専門学校機構としては、服務規律の確保に一層努め、再発防止及び就労環境の改善に取り組むとともに、教育研究活動の一層の向上を図ることにより、信頼回復に努めるよう、指導してまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 谷 口 功